

○厚生労働省告示第四百五十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第1に次のように加える。

1091 自己検査用血液凝固分析器

1092 歯科矯正用アンカーシステムリユール